インターネット利用ガイドライン

内浦小学校

（趣旨）

第１条　このガイドラインは，内浦小学校（以下本校という）におけるインターネット利用に関し，必要な項目を定める。

（利用の目的）

第２条　インターネットの利用は，本校の教育活動がより効果的に行われ児童の情報活用能力が育成されるとともに，開かれた学校づくりを推進することを目的とする。

（インターネット利用手続き及び責務）

第３条　本校の定めるサーバー内にある，本校の Web ページに記載された情報の責任者は学校長である。

第４条　学校長はインターネット利用の適正化を図るために，インターネットの取り扱いに係る規定（以下,「取扱規定」という）を定め，インターネット取扱責任者を置くものとする。

（インターネット利用者及び責務）

第５条１　本校でインターネットを利用できるものは，所属職員，児童，及び学校長又は取扱責任者が特に認めたもの（以下利用者）とする。

第５条２　児童は，所属職員の管理のもとに利用する。

第５条３　利用者は, インターネット利用にあたり, 次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　個人情報を取り扱う場合には，本ガイドラインに示された事項を守ること。

(2)　インターネットを利用して，政治活動，宗教活動，商業活動及び違法行為を行わないこと。

(3)　他人の名誉及びプライバシーを損なうおそれのある情報は，掲載しないこと。

(4)　虚偽の情報や公序良俗に反する情報は掲載しないこと。

(5)　知的所有権の保護を図り，他の者が作成した著作物等を，その作成者の事前の承諾なく公開したり，第三者に提供したりしないこと。

(6)　ふさわしくない接続先へのアクセスは，回避すること。

(7)　有料データベースやオンラインショッピングの利用はしないこと。

（個人情報の保護）

第６条　インターネットに情報を発信する際には，個人情報の保護に努めなければならない。

(1)　個人情報とは，個人が特定できる情報（名前，住所，電話番号，写真，所属，出席番号など）や個人に関する情報（成績，身体的特徴，家庭環境，健康状態など）を指す。

(2)　インターネットに個人情報を発信する際には，本人，保護者及び学校長の承諾を得なければならない。その際，インターネットへ発信することの意義とともに発信に関わる危険性についても周知徹底を図ること。

(3)　本校の発信内容に関する指摘を受けた場合は，速やかに校内で協議し，学校長の指示のもと適切な処置をとらなければならない。

(4)　個人情報を含むデータは，恒常的に外部のネットワークや第三者から閲覧できないようにしなければならない。

（ガイドラインの変更）

第７条　このガイドラインは，全職員による協議と学校長の判断により，よりよいインターネット利用を目指して常に検討が加えられなければならない。